

松戸市通所型短期集中予防サービス モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45 第1項第1号ロに定める第一号通所事業のうち、専門職等が主体となって実施する通所型短期集中予防サービス(以下「当事業」という。)のモデル実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施の目的)

第2条 当事業の提供にかかる課題や効果、サービス内容等について総合的に評価・検証し、効果的かつ適切な当事業の構築に繋げることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則(平成18年厚生労働省令第37号)及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)の例による。

(利用者)

第4条 当事業の提供を受ける者は、事業対象者及び要支援者(以下「利用者」という。)とする。

(実施方法)

第5条 当事業の実施主体は市とする。

2 市は、当事業の実施を円滑に行うことができると認めた場合は、その業務を通所介護事業所等(以下「実施事業所」という。)に委託することができるものとする。

(提供内容)

第6条 国で定める地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づき、当事業で提供するサービス内容は、生活課題の解決及び改善又は状態悪化の予防にかかるサービス及びこれに付随する業務(送迎等)とする。

2 サービスを提供する者は、原則として、実施事業所に所属する理学療法士、作業療法士若しくはその他当事業の実施に必要となる資格又は実務に従事した経験を有する者(以下「当事業実施者」という。)とする。

3 サービスの提供場所は、原則として、当事業実施者の所属事業所とする。ただし、利用者の希望及び状態に応じて、利用者の自宅等で実施することを妨げない。

4 サービスの提供期間は、原則3～6か月(概ね週1回程度の通所)とし、1回の時間は約1時間から2時間程度とする。

(利用方法)

第7条 当事業の利用は、第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)(法第1

15条の45第1項第1号二に規定する事業をいう。)の結果に基づき決定する。

- 2 提供する第一号介護予防支援事業は、「松戸市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業(第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号介護予防支援事業部分)に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」に定める「ケアマネジメントA」により行う。

(利用者負担)

第8条 当事業の利用にかかる利用者の負担を求めないものとする。ただし、当事業の提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担するものとする。

(地域資源との連携)

第9条 当事業実施者は、地域包括支援センター等と連携し、当事業の提供により解決、改善された心身状態及び生活環境等を維持するため、地域活動団体や民間企業等(以下「地域資源」という。)と連携した利用者の社会参加を促進し、外出機会の創出や自主的な活動範囲の拡充に努めるものとする。

- 2 当事業実施者は、利用者の経過観察を目的として、必要に応じ利用者の社会参加に同行できるものとする。

(評価・検証)

第10条 市は、当事業の提供及び利用方法等に関する課題や意見等を集約し、効果的なサービスの内容や安全、安心なサービス提供について、当事業実施者、地域包括支援センター、多機能コーディネーター等と連携して評価・検証を行う。

- 2 評価・検証にかかる具体的な手法及び評価指標については、市が別に定める。
- 3 市は、本評価・検証への協力について、利用者の同意を得るものとする。

(責務)

第11条 市及び実施事業所及び当事業実施者は、当事業を適切かつ安全に提供するため、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1)個人情報適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)
- (2)サービス提供時に発生する事故の対応及び補償

(遵守事項)

第12条 実施事業所は、次の事項を順守しなければならない。

- (1)衛生及び健康管理

サービスを提供する場所の衛生状態の維持並びに従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

- (2)秘密保持

当事業実施者又は当事業実施者であった者が、正当な理由がなく当事業の実施にあたって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないよう、必要な

措置を講じること。

(3)緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4)事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第 13条 実施事業所は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 実施事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 実施事業所は、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 実施事業所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(その他)

第 14条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。